

特定非営利活動法人 お茶の水学術事業会 定款

新旧対照表

新	旧
<p>(任期等)</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>2 補欠のため、又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p><u>4 1項の規定にかかわらず、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u></p> <p>改正</p> <p><u>2004年2月25日</u> 変更認証(第5条その他事業)</p> <p>2004年6月12日 変更(第2条事務所)</p> <p>2014年10月6日 変更(第9条会員の資格の喪失)、(第14条選任等)、(第33条理事会の招集)、(第35条理事会の議決)、(第36条理事会の表決権等)</p> <p>2015年10月5日 変更(第12条入会金等の不返還)、(第22条総会の権能)、(第38条資産の構成)、(第44条事業計画及び予算)、(第45条暫定予算)、(第46条予算の追加及び更正)、(第47条事業報告及び決算)、(第48条臨機の措置)、(第49条定款の変更)、(第50条解散)、(第51条残余財産の帰属)、(第52条合併)、(第53条公告の方法)、(第54条事務局の設置)、(第55条職員の任免)、(第56条組織及び運営)、(第57条細則)、附則</p>	<p>(任期等)</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>2 補欠のため、又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>改正</p> <p>2004年3月1日 変更認証(第5条その他事業)</p> <p>2004年6月12日 変更(第2条事務所)</p> <p>2014年10月6日 変更(第9条会員の資格の喪失)、(第14条選任等)、(第33条理事会の招集)、(第35条理事会の議決)、(第36条理事会の表決権等)</p> <p>2015年10月5日 変更(第12条入会金等の不返還)、(第22条総会の権能)、(第38条資産の構成)、(第44条事業計画及び予算)、(第45条暫定予算)、(第46条予算の追加及び更正)、(第47条事業報告及び決算)、(第48条臨機の措置)、(第49条定款の変更)、(第50条解散)、(第51条残余財産の帰属)、(第52条合併)、(第53条公告の方法)、(第54条事務局の設置)、(第55条職員の任免)、(第56条組織及び運営)、(第57条細則)、附則</p>